

益 田 市 長 様

## 益田市空き家バンク登録申込書

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

このことについて、益田市空き家バンク事業実施要綱に定める趣旨を理解し、要綱第6条第1項の規定により、次のとおり空き家バンクへ登録を申し込みます。

- 1 登録内容は、空き家バンク登録カード（様式第2号）記載のとおりです。
- 2 次に掲げる全ての事項に同意します。
  - (1) 市長が当該空き家及びその所有者の確認を行なうため、住宅図面等の課税資料を閲覧し、又はその写しの交付を受けること。
  - (2) 市長が当該空き家の現地調査（写真撮影を含む。）を実施する宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者に登録内容を情報提供すること。
  - (3) 市長が益田市空き家バンクホームページ等において登録された物件の紹介（写真撮影を含む。）をすること。
  - (4) 市長が空き家バンク登録台帳に登録された内容を利用希望登録者に閲覧させ、又はその写しを交付すること。
- 3 登録内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出ます。

### 《注意事項》

- 1 益田市は、空き家情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、空き家登録者と利用希望登録者間で行う物件の賃借・売買に関する交渉、契約等に関しての仲介は行いません。
- 2 空き家登録者と利用希望登録者の両者間で交渉する場合、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いします。
- 3 交渉、契約等について、宅地建物取引業者に依頼した場合、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく範囲となります。
- 4 益田市個人情報保護条例（平成4年益田市条例第18号）の規定の趣旨に基づき、申込みされた個人情報、利用希望登録者及び宅地建物取引業者への提供のほか、本事業の目的以外に利用いたしません。
- 5 賃貸・売買で得た所得は、不動産所得又は譲渡所得等に該当しますので、確定申告又は市への申告が必要となります。